

為替資金預り口座規定

第1条（為替資金預り口座の定義）

為替資金預り口座は、この規定に基づいて、お客さま（法人のお客さまに限ります）と当社の二者間で締結される契約に基づいて当社が提供するサービス（以下「為替資金預り口座」といいます。）の提供を受けることができる預金口座です。お客さまからのお申込みに基づいて、当社において所定の手続きが完了したときに当該契約が成立するものとし、為替資金預り口座をご利用いただくことができます。為替資金預り口座は1法人1口座開設いただけます。

第2条（有利息型円普通預金への切替え）

1. 為替資金預り口座は、当社が定める「円普通預金（決済用）に関する特約」に規定する円普通預金（決済用）として開設されます。
2. 為替資金預り口座を、有利息型円普通預金へ切り替えることはできません。

第3条（ご利用いただけないサービス）

1. ご利用いただけないサービスは以下のとおりです。
 - （1）円定期預金への預入
 - （2）外貨普通預金への預入
 - （3）振込入金口座
 - （4）各種ローン商品
 - （5）ビジネスサポートサービス
 - （6）その他当社がお客さまに通知したサービス

第4条（振込）

1. 振込にかかる契約（以下「振込契約」といいます。）は、当社が振込依頼の内容を承諾し、振込資金、振込手数料（以下「振込資金等」といいます。）の受領を確認した際に成立するものとします。
2. 振込資金等は、振込日当日に、為替資金預り口座からの振替により受領するものとします。
3. 振込依頼の予約の場合で、振込日に為替資金預り口座の支払可能額が振込資金等の金額に不足する場合は、当社所定の時刻までに当該為替資金預り口座に対してその不足額を入金するものとします。当社は、当該時刻後、当社所定の手続きに従って自動的に振込を再実行します。なお、当該時刻経過後も資金が不足している場合は、振込契約は成立せず、当該振込依頼の予約は取り消されるものとします。

4. 振込依頼の予約の場合、当該予約にかかる振込日当日の当社所定の時刻までは、その振込予約を取り消すことができます。
5. 振込先として指定した金融機関に受取人の預金口座が存在しない等の事由により、受取人の預金口座へ入金できない場合、当社は、当該振込資金を組戻し、当該振込資金をお客さま名義の為替資金預り口座に入金します。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。この場合、振込手数料の返還は行いません。
6. 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、次の組戻しの手続きにより取り扱います。
 - (1) 組戻しの依頼（以下「組戻依頼」といいます。）にあたっては、当社所定の手続きに従ってください。
 - (2) 当社は組戻依頼にもとづき、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (3) 振込先の金融機関からの組戻依頼にもとづき資金が返却された場合には、当社はお客さまに対しその旨を通知したうえ、返却された資金をお客さま名義の為替資金預り口座に入金します。
7. 本条に定める以外の事項については、当社が定める「振込規定」に準じるものとします。

第5条（払戻し）

為替資金預り口座からの払戻しは、次により取扱います。

1. この預金の払戻しは、ATM および CD（ATM と CD を総称して、以下「ATM 等」といいます。）からの現金の払戻し、端末を利用した当社に開設されているお客さまご本人名義の他の預金口座への振替もしくは、他のお客さま名義の口座宛の振込、または他行宛の振込、または当社所定の手続きによる各種料金などの口座振替によるものとします。
2. 同日にこの預金口座を通じて数件の払戻しをする場合に、その総額が出金可能額を超えるときは、そのいずれを払戻すかは当社の任意とします。取引実行時点において払戻すべき金額が不足しているときは当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. この預金を払戻す場合は、当社所定の手続きに従い ATM 等や端末から送信されたキャッシュカード暗証番号または取引パスワードが、あらかじめ当社に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。

第6条（利息）

為替資金預り口座は決済用預金のため、利息は付与されません。

第7条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）

1. この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定め

より相殺することができます。なお、この預金に、お客様の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客様が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客様の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについては別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第8条（解約）

1. 為替資金預り口座を解約する場合には、当社所定の方法により申し出てください。
2. 解約手続き後の残高は、当社のお客さま名義の円普通預金口座またはお客さまが指定する他の金融機関の預金口座（なお、お客さまが指定できる預金口座は、当社が振込サービスを提供できる金融機関の口座に限るものとします。）へ振り込んでお支払いいたします。なお、お客さまが指定する金融機関口座への振込ができない場合であっても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第9条（サービスの変更、中止または終了）

当社は、当社 Web サイトその他の方法で告知することにより、本サービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

第10条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取り扱います。当社の規定は、当社 Web サイト上に掲示します。

第 11 条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以 上

（2022 年 9 月 20 日現在）